

# 忍野村耐震改修促進計画

平成20年8月

平成28年3月（改定）

令和元年11月（改定）

令和3年3月（改定）

忍 野 村

# 目 次

## 序 章

- 1 計画の目的
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係
- 3 計画期間

## 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模・被害の状況
- 2 耐震化の現状
- 3 耐震改修等の目標設定
- 4 村有建築物の耐震化の目標等

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 4 自治会等との連携に関する事項
- 5 税制の周知・普及

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 県、市町村、関係団体による体制の整備
- 2 本村内での耐震化促進体制の整備

# 忍野村耐震改修促進計画

## 序 章

### 1 計画の目的

忍野村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

#### 【耐震化の必要性について】

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による沿岸部での被害に加え、内陸部においても広範囲に渡り建築物に大きな被害が発生しました。

本村に影響のある南海トラフ地震や首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東の本大震災を上回る被害が想定されています。

このように、我が国では大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、生命、財産を守るためには、被害の軽減に大きく関係する住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図ることが重要です。

### 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき策定したものです。

また、忍野村地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

### 3 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて目標や計画内容、施策の見直しを行います。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

### (1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（令和元年6月））

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	山中湖村で震度6強、甲府盆地で震度6弱の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14)	北都留郡、南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨で震度6弱になる地域が点在(M7)。 富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布(M9)。 富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村に震度6弱の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	笛吹市、甲府市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。



図 1 - 1 想定地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（令和元年 6 月））

## （2）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H 1 7 年）によると、本村の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝 5 時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方 6 時を想定したものです。（表 1 - 2）

表 1 - 2 想定される地震による人的被害想定

（単位：人）

	死 者	重 傷 者	軽 傷 者	合 計
東海地震	10 ※	20	180	210
南関東直下プレート境界地震	2	11	123	136
釜無川断層地震	0	4	48	52
藤の木愛川断層地震	2	11	123	136
曾根丘陵断層地震	0	0	0	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	0	0

### (3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、忍野村の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

(単位：棟)

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	222 ※	536	758
南関東直下プレート境界地震	45	293	338
釜無川断層地震	82	91	91
藤の木愛川断層地震	45	293	338
曾根丘陵断層地震	1	3	4
糸魚川－静岡構造線地震	1	3	4

## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅建築時期別の状況等

令和2年1月1日現在の家屋課税台帳によると、忍野村内の住宅総数は、3,001戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、906戸で全体の30.2%を占めています。(表1-4)

表1-4 建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数				
3,001	昭和55年以前の住宅 ※	906 (30.2%)	昭和56年以降の住宅 ※	2,095 (69.8%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降に分けることが必要ですが、根拠としている家屋台帳が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

忍野村内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の97.3%を占めています。また、戸建て住宅の31.0%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は30.2%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が1.3%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.1%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
	3,001		906		2,095	
戸建て	2,921	97.3%	905	31.0%	2,016	69.0%
共同建て	80	2.7%	1	1.3%	79	98.8%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は2,478戸あり、全体の82.6%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が777戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の85.8%を占めています。(表1-6)

表 1 - 6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	①	3,001	③	906	⑤	2,095
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	2,478	82.6%	777	85.8%	1,701	81.2%
非木造	523	17.4%	129	14.2%	394	18.8%

## (2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は2,215戸になり、村内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で73.8%と推計されます。(表1-7)

表 1 - 7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数						耐震性有の 住宅数	耐震化率 令和2年度末 推計値
① (②+⑥)	昭和55年 以前の 住宅	耐震性を 有するもの	耐震改修 を実施した もの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 住宅		
	②	③	④	⑤	⑥	⑦ (③+④+⑥)	⑧ (⑦/①)
3,001	906	100	20	786	2,095	2,215	73.8%

(3) 特定建築物等<sup>\*</sup>の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、35棟あります。このうち昭和55年以前に建築された棟の中で耐震性を有するもの0棟と耐震改修を実施したもの0棟を昭和56年以降に建築された34棟に加えた、34棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で97.1%と推計されます。(表1-8)

表 1 - 8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物等 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の 特定建築物 等 ②			耐震性が 無いもの ⑤	昭和56年 以降の 特定建築物 等 ⑥	耐震性有の 特定建築物 等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 令和2年度末 推計値 ⑧ (⑦/①)
	耐震性を 有するもの ③	耐震改修 を実施した もの ④					
35	1	0	0	1	34	34	97.1%

※ 特定建築物等について

本計画では、法第14条で規定している用途及び規模に該当する建築物を「特定建築物等」とし、同法で規定している「既存耐震不適格建築物」（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に適用を受けているもの）と区別している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する建築物」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表 1 - 9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位：棟)

区分	用途		昭和55年 以前の 建築物	昭和56年 以降の 建築物	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
			①	②			
災となる 時の建 築物 点物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等		1	7	8	7	87.5%
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	1	6	7	6	85.7%
	民間建築物		0	1	1	1	100.0%
不 利 用 す る 多 数 の 建 築 物 が	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等		0	2	2	2	100.0%
	公共建築物	県	0	1	1	1	100.0%
		市町村	0	1	1	1	100.0%
	民間建築物		0	0	0	0	0.0%
特 利 用 す る 多 数 の 建 築 物 が	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等		0	25	25	25	100.0%
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	0	0	0	0.0%
	民間建築物		0	25	25	25	100.0%
計			1	34	35	34	97.1%
	公共建築物	県	0	1	1	1	100.0%
		市町村	1	7	8	7	87.5%
	民間建築物		0	26	26	26	100.0%

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

### 3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

#### (1) 住宅の耐震化率の目標設定

##### 令和2年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、令和7年までに少なくとも95%にすることを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において90パーセントにすることを目標としています。

このため忍野村においても、国の基本方針および、県の「耐震改修促進計画」を受け、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を90%とします。

(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)	昭和55年 以前の 住宅 ②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性 有の住宅 数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率	耐震化率の 目標
						令和2年 度末 推計値 ⑦ (⑥/①)	令和7年 度末 ⑧ (⑥/①)
令和2年度	3,001	906	120	786	2,095	73.8%	
令和7年度	3,400	610	270	340	2,790		90.0%

#### (2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

##### 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率の目標設定

・村有建築物については、忍野村の耐震化に関する整備プログラムに基づき、令和7年度末の目標を100%とします。

・民間建築物の令和2年度末の耐震化率は100%となっております。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の令和2年度末における耐震化率の目標を100%とします。(表1-11)

表 1-11 令和 7 年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標  
(単位：棟)

多数の者が利用 する特定建築物 等の総数		昭和55年 以前の 特定建築物 等	耐震性を 有するもの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 特定建築 物等	耐震性有の 特定建築物 等	耐震化率	耐震化率 の目標
							令和2年 度末 推計値	令和7年 度末
① (②+⑤)		②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)
令和2年度	35	1	0	1	34	34	97.1%	
令和7年度	35	0	1	0	34	35		100.0%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。(表 1-12)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-12 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標  
(単位：棟)

区分	用途	令和2年度末現在					耐震化率の目標 〔令和7年度末〕	
		昭和55以前の建築物 ①	昭和56以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)		
災害時の建築物 となる 拠点物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	1	7	8	7	87.5%	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%	0.0%
		市町村	1	6	7	6	85.7%	100.0%
		民間建築物	0	1	1	1	100.0%	100.0%
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	2	2	2	100.0%	100.0%	
	公共建築物	県	0	1	1	1	100.0%	100.0%
		市町村	0	1	1	1	100.0%	100.0%
		民間建築物	0	0	0	0	0.0%	0.0%
特定多数の建築物が 利用する	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	0	25	25	25	100.0%	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%	0.0%
		市町村	0	0	0	0	0.0%	0.0%
		民間建築物	0	25	25	25	100.0%	100.0%
計		1	34	35	34	97.1%	100.0%	
	公共建築物	県	0	1	1	1	100.0%	100.0%
		市町村	1	7	8	7	87.5%	100.0%
		民間建築物	0	26	26	26	100.0%	100.0%

#### 4 村有建築物の耐震化の目標等

村有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

##### (1) 村有建築物の耐震化の現状

現在、村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は7棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは1棟になります。この1棟のうち、耐震性を有するものは0棟になります。これに、昭和56年以降に建築された6棟を加えた6棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は85.7%となります。

(表1-13)

表1-13 村有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状  
(単位：棟)

区 分	昭和55年以前の建築物		昭和56年以降の建築物	建築物数 (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 〔平成19年度末〕 ⑤ (④/③)	
	②						①
	有	無					
災害時の拠点となる建築物	1	0	1	6	7	6	85.7%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	1	0	1	6	7	6	85.7%

##### (2) 村有建築物の耐震化率の目標設定

村有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の平成32年度末における耐震化率の目標は、100%とします。(表1-14)

表1-14 村有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化率の目標  
(単位：棟)

区 分	令和2年度末の耐震化率	令和7年度末の耐震化率の目標
災害時の拠点となる建築物	85.7%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	-	-
特定多数の者が利用する建築物	-	-
計	85.7%	100.0%

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

※詳細は、住宅耐震緊急促進アクションプログラムによるものとします。

#### (1) 忍野村の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

#### (2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

#### (3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

忍野村民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

#### (1) 住宅に関する支援策

現在、忍野村が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。  
引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

### 【木造住宅居住安心支援事業】

区分	耐震診断	耐震改修等	
		設計+耐震改修	設計+建替え
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅		
助成内容	村が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費に助成	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事に係る経費に助成	建替え工事に関する設計及び建替え工事に係る経費に助成
補助限度額	45,840円	100万円	

#### (2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、県と市町村の適切な役割分担を踏まえ、耐震診断等に関する支援制度について検討を進めます。

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 専門技術者紹介体制の整備

村内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

#### (2) 村民への住宅耐震化の啓発

村民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築指導課及び各建設事務所)並びに(社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

#### (1) 地震発生前の対策

##### ① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

## ② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

## (2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度<sup>※</sup>に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路

### (1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「山中湖村防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワーク域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

①耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路			
道路種別	路線名	起点	終点
一般県道	山中湖忍野富士吉田線の一部	入角丸尾岸線交差点 (小学校前)	鳥居地トンネル入口
村道	入角丸尾岸線	入角丸尾岸線交差点 (小学校前)	山中道線交差点 (八豊前)
村道	山中道線の一部	山中道線交差点 (八豊前)	山中湖村境 (ファナック(株)正面入口から約300m南)

**②耐震診断結果の報告期限**

令和5年3月31日（木）（消印有効）

**③義務付け対象となる建築物の要件**

以下の両方の要件を満たすもの

- 1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物
- 2) ①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

**(2) 耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの**

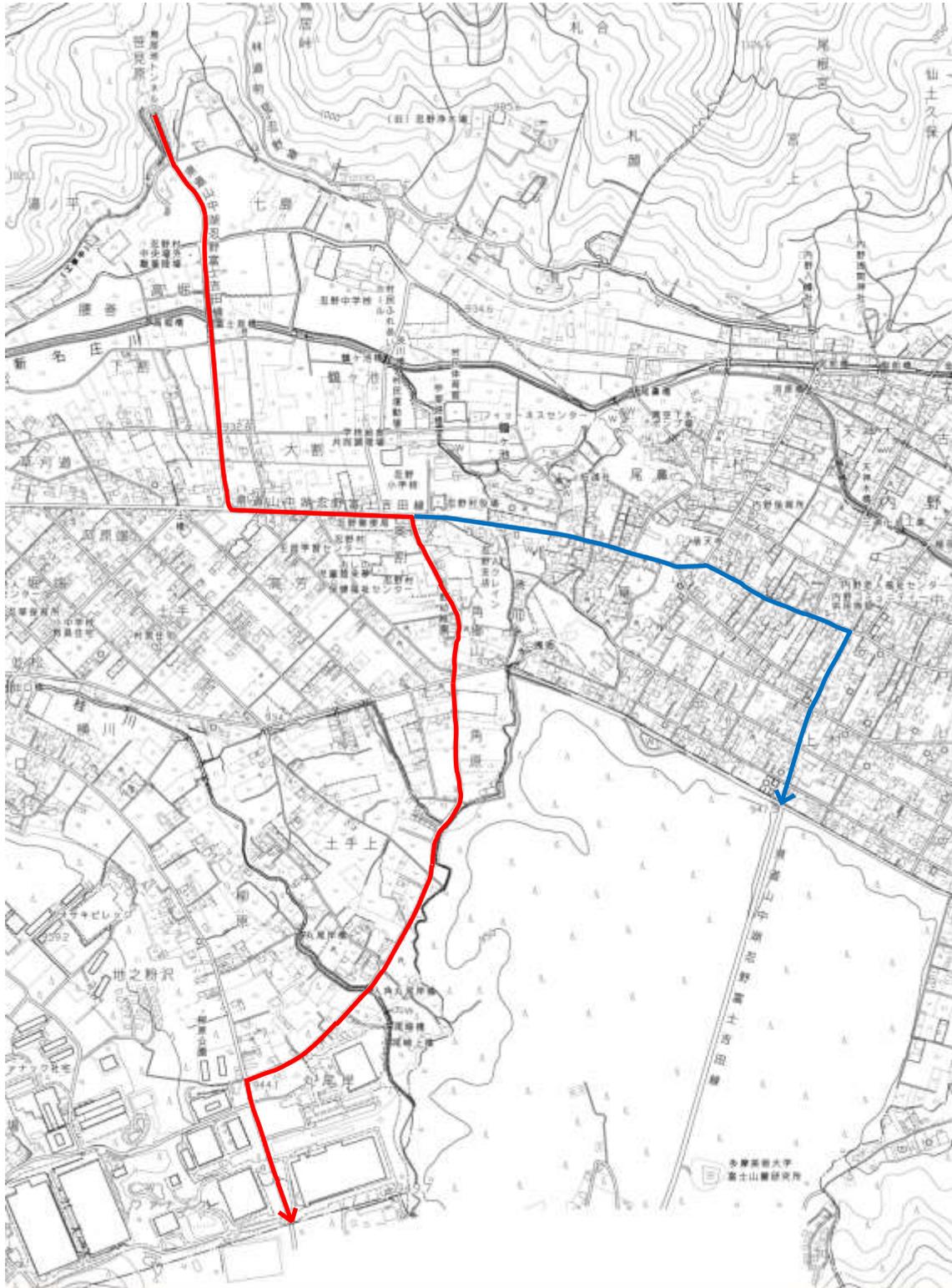
忍野村地域防災計画では高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成し災害時に輸送の骨格をなす道路である第1次緊急輸送路の他、第1次緊急輸送路を補完し相互に連絡し緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路として第2次緊急輸送路として指定しています。

以上を踏まえ、耐震診断の義務付け対象とならないが耐震化を促進すべき重要な道路として、次の道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけ、沿道の耐震化を促進します。

**耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、  
かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの**

道路種別	路線名	起点	終点
一般県道	山中湖忍野富士吉田線の一部	入角丸尾岸線交差点 (小学校前)	上村交差点

図2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路



凡例

	法第6条第3項第1号
	法第6条第3項第2号

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、村民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

### 1 相談体制の整備及び情報提供の充実

忍野村では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

### 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

忍野村では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、忍野村では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

### 4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、忍野村では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

## 5 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

その概要は、次のとおりです。（表3-1）

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項目	内 容			
所 得 税	個人が、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、工事完了年に応じて、それぞれ次に掲げる金額の10%が所得額から控除されます。			
	工事完了年	耐震改修工事限度額	控除額	控除限度額
	平成25年1月～平成26年3月	200万円	10%	20万円
	平成26年4月～令和4年3月	250万円		25万円
固定資産税	旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。			
	①平成18年～平成21年に工事を行った場合	3年間	1/2に減額	
	②平成22年～平成24年に工事を行った場合	2年間	1/2に減額	
	③平成25年～令和4年に工事を行った場合	1年間	1/2に減額	

※ この内容は、税制改正等で変更されることがあります。

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

### 必要な事項

#### 1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

#### 2 本村内での耐震化促進体制の整備

本村内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。